

2025年版

青色申告から経営改善につなぐ

勘定科目別 農業簿記マニュアル

税理士 森 剛一

都道府県農業委員会ネットワーク機構
都道府県農業会議

全国農業委員会ネットワーク機構
全国農業会議所

貸借対照表

資産の部				負債・資本の部											
		勘定科目	ワンポイント解説	ページ			勘定科目	ワンポイント解説	ページ						
流動資産	当座資産	現金	通貨および通貨代用証券	14	流動負債	買掛金	通常取引による営業上の未払金	55							
		普通預金	普通預金契約に基づく預金	14			短期借入金	返済期限が1年以内に到来する借入金	55						
		定期預金	一定期間の預入を約定した預金	16				未払金	固定資産の購入等による未払金	57					
		売掛金	通常取引による営業上の未収金	17					未払費用	継続して提供を受ける役務に対して対価の支払が未了のもの	57				
		貸倒引当金(△)	金銭債権に対する取立不能見込額	18						前受金	受注品等に対する前受金	58			
		有価証券	一時所有の市場性のある有価証券	20							預り金	受け入れた金銭等で返還すべき債務	59		
	棚卸資産	商品	販売目的で購入した物品	22								仮受金	帰属すべき勘定又は金額の確定しない受取金	60	
		製品	販売目的で生産した物品	22									仮受消費税等	税抜経理方式による場合に課税売上げの対価のうち消費税等の額として区分した金額	61
		農産物	米麦などの圃場作物・園芸作物	22										未払消費税等	確定申告により納付することとなった消費税の未払額
		原材料	生産目的で費消される物品	24	長期借入金	返済期限が1年を超える借入金									62
		仕掛品	製品生産のため製造中のもの	24		事業主借	農業所得の収入金額・負債とならない収入								64
		未収入金	売掛金以外の未収金	27			事業主貸(△)	農業所得の必要経費・資産とならない支出							64
	立替金	取引先等に対する一時的な立替払	29	資本金				純資産額	66						
	仮払金	帰属すべき勘定又は金額の確定しない支払金	29					繰越利益剰余金	剰余金のうち任意積立金以外の部分	66					
	仮払消費税	税抜経理方式による場合に課税仕入れの対価のうち消費税等の額として区分した金額	30												
固定資産	有形固定資産	建物	土地に定着した工作物で周壁、屋根を有するもの									34			
		建物付属設備	建物に固着して使用価値を増加させるもの又は維持管理上必要なもの									35			
		構築物	土地に定着した工作物で建物以外のもの									35			
		機械装置	運動機能を持つ機具又は工場設備		38										
		車両運搬具	人、物の運搬を主目的とする機具		40										
		器具備品	移設容易な電気機器などの機具		40										
		生物	減価償却資産である生物	41											
		一括償却資産	一括償却を選択した20万円未満の減価償却資産	42											
	無形固定資産	土地	事業目的で所有する土地	43											
		建設仮勘定	有形固定資産の建設による支出	44											
		育成仮勘定	育成中の生物に対する支出	44											
		営業権	有償で譲り受けた超過収益力	46											
		ソフトウェア	ソフトウェアの購入、委託開発費用	46											
		電話加入権	加入電話契約に基づく工事負担金	46											
		出資金	出資による持分	48											
保険積立金		積立保険料・共済掛金	48												
投資等	経営保険積立金	資産計上することとなっている経営安定対策・収入保険の積立金	49												
	長期前払費用	1年を超えて費用となる前払費用	50												
繰延資産	開業費	開業準備のため特別に支出する費用	52												

はじめに

2021年10月から適格請求書発行事業者の登録申請手続が始まりました。2023年10月から導入されるインボイス制度に向けて、消費税の免税事業者だった農業者がインボイスを発行するためにあえて課税事業者となるケースも想定され、簿記記帳では、標準税率10%と軽減税率8%との複数税率となった消費税への対応が求められます。また、収入保険制度の普及により、収入保険の対象収入を意識した簿記記帳の重要性も増してきます。2014年分から、所得金額にかかわらず、農業者を含めた事業所得者すべてが記帳義務の対象になっており、記帳義務化によって白色申告の簡便性はなくなっていますが、収入保険への加入要件も加わり、青色申告のメリットがますます大きくなりました。

しかしながら、簿記記帳は税務申告のためにのみ行うものではなく、記帳で得られる情報に基づいて経営判断を行ったり、記帳の結果として作成される貸借対照表や損益計算書などの財務諸表から自己の経営を分析してその問題点を把握したりして、経営の発展のカギを見つけることが第一の目的です。

そこで本書では、税務上の農業所得となる取引に限らず、農業者の経営活動の全体を捉えて、企業会計に即して記帳する場合のポイントを勘定科目別に整理しています。加えて、記帳のなかから自己の経営をチェックするための方法も解説しており、経営改善に活かせるようにしました。また、巻末には農業者の青色申告書や決算書などの記入例を掲載しています。

本書を農業簿記の手引書として読み込んでいただくことはもとより、必要なときに必要な部分を参照する農業簿記の「辞典」としてご活用いただければ幸いです。

一般社団法人 全国農業経営コンサルタント協会会長
税理士 森 剛一

農業委員会組織では、簿記記帳講習会活動を通じて、長年にわたり、認定農業者や多様な担い手を対象に農業者の継続的な簿記記帳、青色申告の普及・推進に取り組んでいます。

本書は、一般社団法人全国農業経営コンサルタント協会の会長である税理士の森剛一氏に著述の労を賜ったもので、農業簿記記帳の際に出合うと予想される疑問を解決する「辞書」として活用できる出色の一冊です。

本書が認定農業者をはじめ、多くの農業者の方々の実務手引書として、また研修用テキストとして活用されることを願ってやみません。

2025年 8 月

都道府県農業委員会ネットワーク機構
都 道 府 県 農 業 会 議
全国農業委員会ネットワーク機構
全 国 農 業 会 議 所

目次

はじめに

貸借対照表

貸借対照表とは

貸借対照表の区分	8
貸借対照表の配列	8
貸借対照表の構造	9

I 資産の部

① 流動資産	10
② 固定資産	10
③ 繰延資産	10

1 流動資産

① 当座資産	12
② 棚卸資産	12
③ その他流動資産	13

当座資産

現金	14
当座預金	14
普通預金	14
定期預金	16
定期積金	16
その他預金	16
受取手形	17
売掛金	17
貸倒引当金 (△)	18
有価証券	20

棚卸資産

商品	22
製品	22
農産物	22
原材料	24
仕掛品	24
貯蔵品	25

その他流動資産

前渡金	27
前払費用	27
短期貸付金	27
未収入金	27
預け金	29
立替金	29
仮払金	29
仮払消費税等	30
未収消費税等	30
未決算	30

2 固定資産

① 有形固定資産	31
② 無形固定資産	33

③ 投資等	33
-------	----

有形固定資産

建物	34
建物付属設備	35
構築物	35
機械装置	38
車両運搬具	40
器具備品	40
生物	41
一括償却資産	42
土地	43
建設仮勘定	44
育成仮勘定	44

無形固定資産

営業権	46
ソフトウェア	46
電話加入権	46
土地改良受益者負担金	47

投資等

出資金	48
保険積立金	48
経営保険積立金	49
長期前払費用	50
長期性預金	51
長期滞り債権	51
敷金	51

3 繰延資産

① 開業費	52
-------	----

II 負債・資本の部

① 負債の部	54
② 資本の部	54

流動負債

買掛金	55
短期借入金	55
未払金	57
未払費用	57
前受金	58
前受収益	59
預り金	59
仮受金	60
仮受消費税等	61
未払消費税等	61

固定負債

長期借入金	62
-------	----

資 本

事業主借	64
事業主貸 (△)	64
資本金	66
繰越利益剰余金	66

損益計算書

損益計算書とは

[売上高]-----	68
[売上原価]-----	68
[売上総利益]-----	68
[販売費・一般管理費]-----	68
[営業利益]-----	68
[営業外収益]-----	68
[営業外費用]-----	68
[経常利益]-----	68
[特別利益]-----	68
[特別損失]-----	68
[(税引前) 当期利益]-----	68
[当期利益]-----	70

売上高・売上原価

〇〇売上高-----	71
生物売却収入-----	73
作業受託収入-----	74
価格補填収入-----	74
その他売上高-----	78
家事消費高-----	78
期首農産物棚卸高-----	79
期首商品棚卸高-----	79
期首製品棚卸高-----	79
当期商品仕入高-----	79
生物売却原価-----	79
当期製品製造原価-----	80
事業消費高-----	80
期末農産物棚卸高-----	80
期末商品棚卸高-----	81
期末製品棚卸高-----	81

製造原価

〈当期製品製造原価〉

期首仕掛品棚卸高-----	82
当期総製造費用-----	82
育成費振替高(△)-----	82
期末仕掛品棚卸高(△)-----	82

〈当期総製造費用〉

① 材料費-----	84
期首材料棚卸高-----	84
期末材料棚卸高(△)-----	84
② 労務費-----	84
③ 経費-----	84

製造原価(材料費)

種苗費-----	86
肥料費-----	86
農薬費-----	87
諸材料費-----	87
素畜費-----	88
飼料費-----	88

製造原価(労務費)

専従者給与(青)-----	90
---------------	----

賃金-----	92
雑給-----	94
賞与-----	96
法定福利費-----	96
福利厚生費-----	97

製造原価(経費)

作業用衣料費-----	99
動力光熱費-----	99
農具費-----	99
修繕費-----	99
土地改良費-----	101
減価償却費-----	102
共済掛金-----	109
租税公課-----	111
支払地代-----	112
賃借料-----	112
作業委託費-----	118
診療衛生費-----	118

販売費・一般管理費

専従者給与-----	120
給料-----	120
福利厚生費-----	120
賞与-----	120
退職金-----	120
荷造運賃-----	121
販売手数料-----	121
広告宣伝費-----	122
交際費-----	122
貸倒引当金繰入額(青)-----	122
貸倒損失-----	123
減価償却費-----	125
事務通信費-----	125
旅費図書研修費-----	125
支払保険料-----	126
租税公課-----	126
雑費-----	127

営業外損益

受取利息-----	128
受取配当金-----	128
受取地代-----	130
作付助成収入-----	130
雑収入-----	131
支払利息-----	133
割引料-----	133
開業費償却-----	133
雑損失-----	133

特別損益

固定資産売却益-----	134
受取共済金-----	134
経営安定補填収入-----	135
収入保険補填収入-----	136
国庫補助金収入-----	136
貸倒引当金戻入額-----	137

農業経営基盤強化準備金戻入額	137
前期損益修正益	138
償却債権取立益	139
固定資産売却損	139
固定資産除却損	139
災害損失	140
農業経営基盤強化準備金繰入額（青）	140
固定資産圧縮損	147
前期損益修正損	149

確定申告

農業所得の金額

青色申告特別控除（青）	152
肉用牛免税所得金額	153
農業所得の金額	155
青色申告のメリット	157

各種所得の金額

非課税所得	158
利子所得	158
事業所得（営業等）	158
不動産所得	160
配当所得	162
給与所得	164
雑所得（公的年金等）	164
雑所得（業務）	166
雑所得（その他）	167
一時所得	169
譲渡所得（総合課税）	170
譲渡所得（土地建物等）	172
譲渡（事業・雑）所得（株式等）	174
雑（事業）所得（商品先物取引）	175
山林所得	175
退職所得	176

所得控除

雑損控除	179
医療費控除	179
社会保険料控除	181
小規模企業共済等掛金控除	181
生命保険料控除	182
地震保険料控除	183
寄附金控除	184
基礎控除等の人的控除	184

税金の計算

(1) 課税標準の計算

損益通算	188
合計所得金額	190
損失申告	190
純損失の繰戻還付	192
損失の繰越控除	195
課税標準	196

(2) 課税所得金額の計算

譲渡所得等の特別控除	197
所得控除	197

課税所得金額	198
--------	-----

(3) 税額控除①（差引所得税額の計算）

課税所得金額に対する税額	200
配当控除	200
投資税額等の特別控除	200
住宅借入金等特別控除	201
政党等寄附金特別控除	201
肉用牛の売却による所得の税額（分離課税分）	204
差引所得税額	205

(4) 税額控除②（申告納税額の計算）

災害減免額	206
再差引所得金額（基準所得税額）	206
復興特別所得税の額	206
所得税及び復興特別所得税の額	206
外国税額控除	206
定率減税額	207
源泉徴収税額	207
申告納税額	207

(5) 第3期分の税額の計算

予定納税額	210
第3期分の税額	210

記入例（令和7年分）

所得税青色申告決算書（農業所得用）	212
所得税及び復興特別所得税の確定申告書B	218
肉用牛の売却による所得の税額計算書	220
中小事業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書	221
農業経営基盤強化準備金の必要経費算入及び認定計画に定めるところに従い取得した農用地等に係る必要経費算入に関する明細書	222

付 録

農業の経営移譲に係る果樹についての申出書	223
不動産以外の農業用財産の贈与を留保する旨の申出書	224

図表索引

〈耐用年数関係〉

減価償却資産の償却率表、改定償却率及び保証率表	32
建物の耐用年数表	35
建物付属設備の耐用年数表	35
構築物の耐用年数表	37
機械装置の耐用年数表	39
車両運搬具の耐用年数表	40
器具備品の耐用年数表	41
生物の耐用年数表	43

〈税額表〉

源泉徴収月額表	93
日雇賃金の源泉徴収税額表	95
賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表	96
所得税の税額表	199

〈所得控除額〉

給与所得控除額	165
公的年金等控除額	165
譲渡所得等の特別控除額	173
生命保険料控除額の計算	182
人的控除の金額	186
配偶者特別控除額の金額	186

貸借対照表

凡 例：原則＝「企業会計原則」（企業会計審議会）
注解＝「企業会計原則注解」（同上）
財規＝「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に
関する規則」（財務省令）
ガイドライン＝「『財務諸表等の用語、様式及び作成
方法に関する規則』の取扱いに關する
留意事項について」（財務通知）
所法＝「所得税法」
所基通＝「所得税基本通達」
法法＝「法人税法」
耐則＝「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」

貸借対照表とは

一定期日の企業の財政状態を明らかにした財務諸表です。

企業活動に必要な資金の運用形態（資産）とその調達源泉（負債・資本）を区分して表示します。

貸借対照表の区分

貸借対照表は、次の3区分に分かれます。

資産＝負債＋純資産（資本）——すなわち、資産の合計金額は、負債と純資産の合計額に一致します。

資産の部＝流動資産＋固定資産＋繰延資産

負債の部＝流動負債＋固定負債

純資産の部＝資本金＋資本剰余金＋利益剰余金

貸借対照表の配列

資産及び負債の項目の配列は、原則として、流動性配列法によります〔原則第三3〕。

流動性配列法では、資産の部又は負債の部を、流動資産又は流動負債から固定資産又は固定負債へと順に表示します。なお、1年以内に入金又は支払の期限が到来するものを流動資産又は流動負債とし、1年を超えて到来するものを固定資産又は固定負債とします。

企業活動で投下された資金が長期に固定化するものであるか、資金として短期に回収されて流動化するものであるかが、財政状態の表示の上で、重要なポイントとなります。

青色申告のポイント

◆貸借対照表の添付

2000年度（平成12年度）の税制改正により、青色申告書に貸借対照表を添付することで正規の簿記つまり複式簿記の記帳者に認められた青色申告特別控除額が、2005年分から最高65万円（2004年分まで55万円、2020年分から電子帳簿保存または電子申告でない場合は55万円）に引き上げられました。簡易簿記による最大45万円の控除は2004年分をもって廃止されました。

◆開始貸借対照表の作成

前年も農業をしていた人が、初めて貸借対照表を作成する場合は、11ページ、54ページのように1月1日現在の勘定科目ごとに残高を調べて作成します。新規開業、相続の場合、事業承継の場合は、それぞれ次のとおりです。

(1) 新規開業の場合

開始貸借対照表を作成する必要はありません。

(2) 相続の場合

原則として、相続時点の評価額で引き継ぎます。ただし、固定資産は取得価額を引き継ぎます。

(3) 事業承継の場合

原則として、資産を有償で譲り受けるか贈与を受けます。

ただし、固定資産は、親の名義の資産を使用貸借により使用することができ、その減価償却費や取得資金の借入金利息を必要経費とすることができますので、

貸借対照表にも親の固定資産及び借入金の帳簿価額を引き継いで計上します。ただし、果樹、動産（農機具、牛馬等）については、贈与税の申告期限までに申出書を提出する必要があります。

一方、棚卸資産については贈与するか譲渡するしかありません。贈与する場合、消費税はかかりませんが、贈与税の基礎控除の110万円を超えると、贈与税がかかります。ただし、2003年度（平成15年度）の税制改正で創設された相続時精算課税制度を選択すれば、非課税枠は相続時精算課税に係る基礎控除額110万円（2023年度税制改正、2024年分の贈与から適用）に特別控除額2,500万円を加えた2,610万円になります（2023年度税制改正、2024年分の贈与から適用）。なお、相続時精算課税に係る基礎控除額の110万円は暦年課税の基礎控除とは別に毎年繰り返し利用できますが、特別控除額の2,500万円は前年以前に既にこの特別控除額を利用している場合には残額が限度額となります。

棚卸資産を帳簿価額で譲渡する場合には所得税はかかりませんが、譲渡する側が課税事業者の場合には、消費税がかかります。ただし、簡易課税制度を選択している場合には、棚卸資産については、70%のみなし仕入率による仕入税額控除ができます。したがって、一般課税の課税事業者が棚卸資産を譲渡して事業承継する場合、基準期間の課税売上高が5千万円以下であれば、簡易課税制度選択届出書を提出して翌年の年初に簡易課税事業者になってから事業承継するとよいでしょう。

なお、事業承継による場合には、相続の場合と違って納税義務を継承しませんので、子は開業した年と翌年は、原則として免税事業者となります。承継する資産の額が大きく、免税のメリットよりも税額控除による還付を受けたほうが有利な場合には、課税事業者を選択する方法もあります。

貸借対照表の構造

貸借対照表の構造

資産の部（借方）		負債・純資産の部（貸方）	
Ⅰ 流動資産 (1) 当座資産 (2) 棚卸資産 (3) その他流動資産		Ⅰ 流動負債	
		Ⅱ 固定負債	
Ⅱ 固定資産 (1) 有形固定資産 (2) 無形固定資産 (3) 投資等		純資産（資本）の部	
		Ⅰ 株主資本 (1) 資本金 (2) 資本剰余金（法人） (3) 利益剰余金（法人）（繰越利益剰余金） (4) 自己株式（法人）	
Ⅲ 繰延資産		Ⅱ 評価・換算差額等（法人）	
		Ⅲ 新株予約権（法人）	

資金の運用形態

資金の調達源泉

青色申告承認申請の提出期限と添付書類

	開業等の日	提出期限	添付書類
一般		3月15日	「青色事業専従者給与に関する届出書」（提出期限：同左）
新規開業	1月15日以前	3月15日	同上（提出期限：同左）
	1月16日以後	2ヶ月以内	
事業承継	新規開業に同じ		固定資産を使用貸借する場合 「不動産以外の農業用財産の贈与を留保する旨の申出書」 「農業の経営委譲に係る果樹についての申出書」
相続	8月31日以前	4ヶ月以内	簡易課税制度を選択する場合
	9月1日～10月31日	12月31日	「簡易課税制度選択届出書」（提出期限：原則12月31日）
	11月1日以後	翌年2月15日	